

「国民主権」論の検討（2・完）

渡 辺 良 二

はじめに

- 一 三教授の問題提起について
- 二 資本主義憲法における主権原理について
 - 1. 杉原教授の理論（以上 第175・176号）
 - 2. 樋口教授の理論（以下 本号）
 - 3. 影山教授の理論
- ま と め—若干の検討

2. 樋口教授の理論

杉原教授は、前稿の最後に引用したような立場から、資本主義憲法における主権原理は「ブルジョワ的支配関係」を確保する国権行使のあり方をもつものでなければならぬ、とする。そして「イデオロギー批判」の立場から、そのような実在する「国民主権」の法構造の解明を試みる。しかし私見によれば、その「国民主権」の構造は、結果的には「ブルジョワ的支配関係」を確保しようと考えられるような特定の国権行使の方法を決定しているとはいえない。逆にすべての国権行使の方法（もっぱら君主主権に基くものは除かれるが）を「国民主権」によって正当化するものとなっている。しかし、逆にいえばそのことがまた「国民主権」から民主的な内容、諸制度を論理的には導き出すことができない、という意味で「非民主的」という結果にもなっている。

これに対し樋口教授は、同じ「イデオロギー批判」の立場にたちながら、杉原教授とはことなった分析をしている。教授は、まず資本主義憲法における国民（人民）主権は理念的にはルソー的な「人民主権」でありまた現実にも定着したとしたうえで、その「イデオロギー性」の分析へ向うのである。その理論展開をみよう。なお紙幅の関係もあり、以下理論の紹介部分はできるだけ簡略

にせざるをえない。

(一)(1) 教授は、資本主義憲法史を「近代市民革命期」、「近代立憲主義の確立期」、「近代立憲主義の現代的変容期」（以下それぞれ「革命期」、「確立期」、「変容期」と略す）、の三期に区分するが、分析の出発点は当然のことながら「革命期」であり、フランスにおける1791年憲法、1793年憲法である。そして'91年憲法の主権原理を「国民=nation 主権」、93年憲法のそれを「人民=people 主権」とするのは杉原教授と同じである。しかし「国民主権」が「国民」を権力の「唯一の淵源」としながら『『国民』意思による直接的な国政決定』を「原理上あるいはたてまえ上すでに否定する」、いわゆる「純粹代表」のシステムをもち、「人民主権」がルソー流の直接民主主義的要因を「原理的に肯定」する、としている点で杉原教授と理解がことなる（前述(一)・1・(1)）。なお教授は、nation, people⁶⁹⁾について、杉原教授のように厳密な主体規定をのべていない。

この二つの主権原理のうち、「国民主権」は「革命期」における近代社会への転化を「上からの改革」によって推進しようとする路線に、「人民主権」は「下からの革命」の路線に対応している。そしてこの「人民主権」こそが近代革命の課題を徹底的に追求するものであり、「市民革命期に nation 主権をおしのけ、……『下からの革命』の基線を敷くという歴史的使命をはたしてのち、いったん舞台から姿を消す」が「のちの、近代立憲主義確立の段階で、消極国家に対応する近代憲法の原理体系のなかで、定着⁷⁰⁾」する。この「近代立憲主義」は、「国家からの自由を核心」とし、「国家権力を拘束し、国家が独占する巨大な実力を特定のしかたでのみ行使させようとする原理」であり、「産業革命を経過して産業資本が確立する段階の資本主義における国家のあり方に論理的に対応⁷¹⁾」するものとされる。この「確立期」における原理体系と「革命

69) 樋口前掲書134頁。

70) 同前288頁。

71) 同前289頁。

72) 同前136頁。

期」における「下からの革命」の路線が共通のものとされるのは、そこに産業資本と「下からの革命」を担っていたとされる「産業資本の萌芽」という経済主体の同一性が前提されているからに他ならない。⁶²

このような「確立期」であるフランス第三共和制期には、直接民主主義の具体的な制度は存在しなかったが、普通選挙権が確立し、「『国民』自身による国政決定」は肯定され、議会は国民意思を排除する「純粹代表」としてではなく、それを代弁するものと位置づけられるのである。直接民主主義と対立する議会主義ではなく、両者が相互補完的に作用する議会制民主主義の「理念像」が定着する。⁶³ もちろんそれは現実がそうなっているというのではなく、「差当り建前」⁶⁴のうえでのことなのであるが、その「建前」の変化が重要だ、ということになる。

(2) もちろん定着した「人民主権」が民主的な諸制度を予定しているということによって問題が解決した、と教授は考えているわけではない。教授の「イデオロギー批判」は、この「人民主権」の理念と現実—主権者たる国民(=人民)は「かならずしも法制度上ラストワードをもっているとはかぎりませんし、まして政治的実力において最強のものでもありません」、「政治的実力ということになれば、官僚機構、軍、資本、……ということにすらな」⁶⁵る—との乖離、そこでの「人民主権」の「イデオロギー的機能」の分析に向けられるのである。すなわちこの定着した「人民主権」は、以後「さまざまな統治機構と統治の理念となりうるかわりに、まさしくイデオロギーとしてもはたらくことになる」⁶⁷のであ

62 同前。

63 このような経済構造の理論は、市民革命の構造理解における高橋幸八郎教授の学説に依拠している（同前140頁）。この点杉原教授は自己の市民革命の構造分析を高橋説の批判から展開している。この点は重要な争点をなすものであるが、ここではとりあげない。もっぱら主権の問題をどのような次元に論ずるかの問題に限定して検討する。

64 同前290頁。

65 同前。

66 同前301頁。

67 同前291頁。

る。とくに「変容期」における「イデオロギー的機能」の問題である。要は、たとえばワイマール憲法の崩壊期においてヒトラーの独裁を正当化したカール・シュミットの直接民主主義論や第二次大戦後のフランス第V共和制憲法におけるド・ゴール体制のような「人民投票的独裁」のように、その時々⁶⁹の権力者—「積極国家」といわれる現代ではとくに行政府の長—が人民投票などによって議会をとりこえて選挙民との直結性を援用することによって自己の支配を正当化する、というものである。しかもそれは歴史的事実が示すように、近代立憲主義の原理の発展ではなくむしろ破壊の作用をもつ、という点で大きな問題があるとされる。

(3) このような主権の現状認識を前提とするならば、「人民主権」という法観念の使用をむしろさけるべき、ということになる。実際、政治的現実においても国民(人民)が「最強のもの」=主権者でないし、また「国民(人民)主権」ということが「到達しえない目標」である以上、「国民(人民)主権」ということは、国民が現実に主権(権力)を行使しているということではなく、権力の正当性の根拠として国民が援用されているということの意味しているにすぎない、という現実を直視しうるような概念構成が必要である、というのが教授の問題提起の中心である。その具体的内容は、認識の場面における「道具概念」としては、主権の意味を正当性の領域に限定すること(具体的な法的意味は君主主権の否定のみ)、しかもそれを憲法制定権力=Pouvoir constituantの問題とする。そして解釈という法実践の場では「国民(人民)主権」の使用はさけるべき、というものである。すなわち、たとえば選挙権を主張する場合、それを「人民主権」から導き出すのではなく個々の国民の人権から説明すべきという、いわゆる「主権概念不用」論⁶⁹である。ここでは教授は、「人民主権」概念の理念としての機能—たとえばそれに反する現実の批判—よりも、その「イデオロギー的機能」の問題を重視する、という政策的な判断を強く働かせているといつてよい。

⁶⁹ 同前302頁以下。

(二)(1) ここで、すでにのべた杉原教授の理論との対立点が存在する。資本主義憲法における主権原理のちがいであり、その根拠の問題である。主権原理そのものの理解の違いについてはすでにのべたとおりである。ただこの相違は、杉原教授の「国民主権」が普通選挙権や人民投票を排除せず、樋口教授の「人民主権」の定着が建前のことである、ということによって相対化されざるを得ないことは否定しえないが、杉原教授の「国民主権」がそれ自体としては特定の制度を導き出すことができないのに対し、樋口教授の「人民主権」が直接民主主義的要因を原則として承認している点で重要な違いがある。

いずれにせよその相違の根拠が問題であるが、その第一は、杉原教授が経済構造とそれに基づく国民内部の階級的な構成を基礎としながらも、主権原理の問題としては「ブルジョワ的支配関係」の確保という政治的な関係においてとらえていること、そしてその分析を実定憲法の規範論理的な分析から帰納しているのに対し、樋口教授は同じく国家のあり方の問題としながらもそれは経済的な諸関係の展開に対応させて分析されていることである。しかもそれは実定憲法からの帰納としてよりも、「産業主義段階に論理的に対応する近代立憲主義原理」として理念的なものとしてとらえられており、それによって現実の憲法典を分析するという方法がとられている。しかしやはり主権という国家の統治にかかわるすぐれた政治的次元の問題をそうした経済的関係から直結させて理解することは問題があろう。1793年憲法とフランス第Ⅲ共和制期における主権原理が共通なものとされても、両者の具体的な政治的条件は非常にことなっているものであり、それにもかかわらず産業資本がなげろー的な「人民主権」を必要とするのか、その具体的な根拠は必ずしも明かではないように思われる。逆にいえば、「人民主権」という理念は、経済的関係、経済主体との関係ではそれと本質的には統一的なものとしてとらえられるのに、政治的関係では、この機能（イデオロギイ的機能）において徹底して矛盾したものとしてとらえられることになる。必ずしも整合的な把握とはいえないのではないだろうか。結局、資本主義憲法における主権原理が原理として民主的な諸制度を予定しているということ、経済構造から直結させて説明することは問題があると考へら

れる。

(2) 教授は「人民主権」が「確立期」以後、理念なり建前としては定着したとするのであるが、それ程明確にいうのであろうか。教授の場合それは経済過程の展開に対応させて理解しているが、それは「理念型」的なものであって現実をどのように認識するかは当然問題となる。たしかに普通選挙権の定着や直接民主主義のプレビジットの機能は「現代に特徴的」な法現象であり、そのことの以前の憲法典との質的な相違は軽視すべきではないといえるが、他面「nation 主権」的现实も数多くあるのであって、必ずしも常に現代にあてはまるものでもないのではないか。たとえば現在のフランスの議会は複雑な選挙制度によって「国民意思」を正確に代弁する建前にも必ずしもなっていない。また「定着した」という以上、それは単に学説や思想の次元で「多数説」になったというだけではなく、何らかの規範的な「定着」ということが必要であろう。しかし教授自身もこのように述べているように憲法上もなお「nation 主権に対応的なもの」も存在しているのである。このようにみえてくると、たとえば現在では「人民主権」的に解釈することが可能となった、とはいいうるとしても、必ずしも「定着した」とはいいたくたいと考えられる。

さらに、「国民主権」から「人民主権」へと憲法史をとらえることの問題がある。この点杉原教授は、同じ資本主義憲法の主権原理を権力関係が原則的に変化していないにもかかわらず原理の転換としてとらえるのは正しくないとして、憲法史を一貫した主権原理で分析する。ただ教授の場合、そのことから、主権原理を国権行使のあり方の問題としながら、それを特定しえていないという問題も生じているが、原則的には正しいと考えられる。もちろん樋口教授も権力関係自体が変化したといっているのではない。しかしもしそうとすれば、「国民主権」なり「人民主権」なりで表現している意味を厳密にする必要があるし、用語法自体も検討すべきであると考えられる。結局「国民主権」から

(39) 同前。

(40) 同前291頁。

(41) 杉原「いわゆる『半代表制』の構造について」一橋論叢65巻1号63頁。

「人民主権」への転換とされているのは主要には「国権行使のあり方」にかかわっているのではあることは明かであるが、その場合それと現実の権力関係のこのかかわりが問題となるのである。この点は「人民主権」の定着とする点では同じ見解をとる影山教授についても同様なのであるが、樋口教授の場合、すでにのべたように「人民主権」を産業資本とそれに対応する近代立憲主義原理から導き出すために、国権行使のあり方が現実の権力関係とどう関わるのかを独自に論ずる場面が存在しなくなるとも考えられる。この意味でも前述の方法は問題があるように思われる。

(3) もう一つは、「イデオロギー批判」の方法にかかわる。杉原教授は、国民（人民）主権の、「実在する科学概念」⁴⁹の分析を、樋口教授は、国民（人民）主権を一つの理念としてその「イデオロギー的機能」を分析する。これは結局国民（人民）主権と「ブルジョワ的支配関係」という現実を全体としてどのように認識すべきか、の問題であるが、また、ある法観念についてその現実を明かにし、そのことによって法観念の「イデオロギー性」を暴露し、その理念性（到達すべき目標であること）⁴⁹を自覚せしめる、という「イデオロギー批判」の方法論の問題でもある。結論的にいえば、「イデオロギー批判」としては樋口教授の方向が妥当ではないか、またそれが国民（人民）主権と現実との矛盾をより有効にとらえることができることができると考えられる。しかし教授はそれ以上にすすむのであって、国民（人民）主権が理念であると自覚せしめるだけでなく、それがまた「イデオロギー的機能」を果している現実を分析するのである。この点は次の影山教授との間で問題となるが、教授の「主権概念不用」論のようにその法観念の「イデオロギー的機能」に着目して理論構成すべきか、あるいは逆に理念としての作用を認めうるのか、とすればその面に着目しつつ「イデオロギー的」に機能させない条件を追求することは可能か、それを「イデオロギー批判」の方法としてはどう解決することができるか、の問題が存在しているといつてよい。

⁴⁹ 杉原「国民主権の研究」35頁。

⁴⁹ 宮沢俊義「国民代表の概念」・憲法の原理185頁以下。

結局樋口教授の理論は、国民（人民）主権が「人民主権」であることの経済構造からの分析とその「イデオロギー批判」にその特色があるといってよい。ただ国民（人民）主権と政治的現実との乖離という認識自体が全く新しいものということではなく、むしろその認識を主権の概念構成のうえでも（主権＝正当性＝憲法定制権力）、解釈という法実践のうえでも（「主権概念不用」論）、徹底すべき、という点に問題提起の重要性があるといってよい。

3. 影山教授の理論

(一) 影山教授の主権論は、主権の現状認識に関しては基本的には樋口教授のそれと同じである。すなわち現代では資本主義憲法についても、理念としては「人民主権」であり、それが現在のところ「国家権力の正当性が国民に帰属するという意味」⁽⁴⁴⁾しかもっていない、という点においてである。しかしその根拠や、そのもつ意義づけという点では重要な相違がある。以下この点をのべておこう。

(1) まず主権原理の位置づけである。近代革命によって成立した主権原理は「国民または人民主権」であるが、それは「たとえばフランスのアンシャンレジームのもとでは、国民または人民に現実の国家権力それ自体を帰属」せしめようとする原理であったが、現実には国家権力が「市民」(ブルジョワ)に政治的に帰属すると、「国家権力自体の帰属から分離した国家と統治様式＝民主主義の正当性を理由づける政治的ないし憲法的権成原理」⁽⁴⁵⁾となる。したがって資本主義憲法原理は本質的には「人民主権」か「国民主権」か、ではなく、「国民または人民主権」⁽⁴⁶⁾ということになる。そして「人民主権」か「国民主権」かという問題は、主として「国権行使のあり方」に関して論ぜられることになる。しかしそれは杉原教授のように国家権力の帰属自体に直結したものではない。このように影山教授の場合、樋口教授についてのべた問題（2・(二)・(2)）が一

(44) 影山前掲書132頁。

(45) 同前123頁以下。

(46) 同前。

応、「国民または人民主権」ということと「国民主権」か「人民主権」かということによって区別して論ぜられていることは明かであるが、しかしそれが区別されているだけに両者を同じ「主権」という概念で論じているのは問題があるように思われる。

(2) 次にこの国権行使のあり方にかかわる「国民主権」、「人民主権」の展開の根拠が問題となる。樋口教授はそれを経済構造に直結させて理解しているが、影山教授は次のように理解する。

教授によれば主権を「国家による政治支配に直結するイデオロギーの特殊な形態⁽⁴⁷⁾」としてあつかうのであり、それがすぐれて政治的な次元、関係の問題としてあつかわれていることはすでに明かであるが、「国民主権」から「人民主権」への展開についていえばこうである。教授によれば、近代革命以後19世紀70年代までは、'91年、'95年憲法にみられる「国民（ナション）主権」であり、それ以後は'93年憲法の「人民（プープル）主権」である⁽⁴⁸⁾。その展開にとって重要な意義をもつのが普通選挙権の実現であり、それが主権理念の転換の「出発点となる契機を内在させて」いたとされる。そしてこの普通選挙権の実現は、「制限選挙制によって、主権の主体の地位から疎外され政治過程への公の参加から排除されていた諸階層⁽⁴⁹⁾」の要求の結果なのである。このような認識は、国権行使のあり方自体の展開の理解としては、現実に即しているといってよい。

しかし近代革命で成立した国民（人民）主権が理念として「人民主権」的な国権行使のあり方を含むのかどうかについては、「国民あるいは人民主権」は「民主主義の正当性」を根拠づける原理としているだけで、ある意味では自明のこととされていると考えられるけれども、杉原教授の問題提起をふまえての理論展開は存在しない。

しかし結局、教授は樋口教授と同様「人民主権」は19世紀末には実定憲法上も理念としては定着したとする。教授によれば、その定着は十全な意味におい

(47) 同前119頁。

(48) 同前125頁。

(49) 影山日出弥「現代国家と民主主義」・法の科学2号108頁以下。

てではないのであって、実際のところ同一の憲法典のなかでも『ナショナル主権』の痕跡をとどめたり、『プーブル主権』の契機を内容したりしている」のである。とはいえこのような憲法典（日本国憲法も当然このなかに含まれる）は「人民主権」の原理を「理念として承認している」レベルにあるから、憲法の諸規定は「ナショナル主権」に対応的なものも含めて、「プーブル主権」の「理念型に適合するように把握することを要請する」のであって、それは「法的実践を拘束する法理⁶⁰」である、とするのである。この指摘は樋口教授の「主権概念不用」論を念頭においた指摘である。この「人民主権」の理念としての定着に関する理解もそのもつ問題点についても原則的には樋口教授と同様である。ただ影山教授の場合、「人民主権」的解釈が「法的実践を拘束する法理」とされているのであって、そのより厳密な検討が必要であると考えられる。

(3) この点はおくとして、いずれにせよこの「人民主権」は現状では、国家権力の実体ではなく「正当性の帰属しか意味しない」とするのであるが、その意味もすこしことなる。樋口教授はこの「人民主権」の「イデオロギー性」の問題を直接民主主義のプレビジットの機能の分析を通じて論じているが、その前提たる主権主体つまり「人民」と現実の権力関係における統治の主体との矛盾という主体論は必ずしも厳密に論じているわけではない。影山教授はむしろこの主体規定の問題を中心に論じているのである。教授によれば、「国民（人民）主権」の主体たる「国民」ないし「人民」は、社会的経済的関係において多様な存在型態をもつ「人間—homme」ではなく、それらを捨象した等質の、その意味で抽象的な存在—「市民」—に他ならない。主権が近代革命によって現実にはブルジョワ階級によって所有されているにもかかわらず、この等質の国民なり人民に帰属しているという「表象の論理」を構成している点に「国民または人民主権」の「イデオロギー性」、すなわち正当性の根拠のみを意味し、実体の帰属を意味しないという論理上の根拠があるということになる。ここで

60 影山日出弥「今日の主権論争と主権論の再構成」法律時報昭和51年4月号32頁以下。

61 影山「憲法の基礎理論」140頁以下。

は「国民または人民主権」の主体の本質的問題は、観念的な現実には存在しない集合体か具体的存在たる選挙人団かという法的構成にではなく、その社会的経済的内容との関係での「抽象性」にあるとされる。したがって教授の場合、資本主義憲法の主権原理も国家権力の実体との関係では「国民主権」か「人民主権」かではなく、すでにのべたように「国民または人民主権」ということになり、その主体が等質の「市民」であるという点に本質的意味があると考えられているといつてよいであろう。

(4) そしてこの主体規定を媒介して、「国民ないし人民主権」の正当性の契機と権力的契機の分裂の克服の契機を提出している点で、樋口教授と根本的な相違を示す。すなわちこの「国民あるいは人民主権」（現在では「人民主権」）が現状では正当性の帰属しか意味しないとしても、それは「あくまで『正当性の帰属』の限界内にとどまらざるをえないのか、それとも、それとともに『権力の実体の所在』の契機、すなわち国権権力の帰属の契機をはらみながら展開しうるのか⁶⁹」という問題である。そしてそのような契機が「人民」なのである。この「人民」は、選挙人団を意味する「人民」ではなく、第二次大戦後の東欧の人民民主主義諸国の諸憲法における「人民」概念を参考にしている。それは「社会構成の観点から把握される⁶⁸」もので、この主体と結合させることによって、「人民主権」の理念がその「現実化をはらむ契機」において理解される、とする。ここで「人民主権」は、単なる建前として棚上げされた理念ではなく、現実化の可能性をもつ理念として積極的な位置づけが与えられる。それ故樋口教授のような「主権概念不用」論ではなく、むしろ「法的実践を拘束する法理」ですらありうるのである。樋口教授流に言えば、「人民主権」は現状隠蔽的機能ではなく到達すべき目標として自覚された理念として作用し、その条件が「人民」ということになろう。

このように教授の主権論は、前二者の理論、とくに主権の現状認識における「イデオロギー批判」を前提としながら、問題を主権の主体規定の問題を媒介

68) 影山前掲法時論文31頁。

69) 影山前掲書135頁。

して分析している点、そしてそのことによって「国民または人民主権」により積極的な位置づけを与えている点で大きな特徴をもつといってよい。それ故教授の理論の本質の問題はこの主体規定にあるといえよう。

本来であれば、ここで、教授の理論について問題点の検討を行うべきであるが、すでに検討すべき三教授の理論が提出されているので、全体の検討のなかでこれを行うことがより適当であると考えられる。したがって直ちに、まとめの検討にはいることにする。

ま と め—若干の検討

一でのべた国体論争では天皇と国民という異質な主権主体が問題となった。これに対し三教授の主権「論争」では国民内部における対立が前提となっている。この対立をはらみながら展開している資本主義憲法の「国民主権」なり「人民主権」の意味、その歴史的意義が問題となっているのであり、その認識を可能たらしめる方法なり概念構成はどうあるべきかをめぐって「論争」点が形成されている。それは結局、国民（人民）主権ということと、杉原教授の表現を借るとすれば「ブルジョワ的支配関係」そしてそれに起因する国権行使の諸制度の複雑な展開をどのようにとらえるべきなのか、ということである。杉原教授はそれを矛盾としてではなく規範論理的に統一的にとらえようとする。これに対して樋口、影山教授は矛盾としてとらえる（但し樋口教授の場合、その矛盾の意味がすこし問題となることはすでにのべた—2・(二)・(1)）。そして樋口教授はその矛盾の認識から国民（人民）主権の「イデオロギー的機能」の分析へすすみ、影山教授はその矛盾の克服の契機は何かを検討する。前者の点では、資本主義憲法における主権の問題をどのように把握するかという問題とともに、近代革命で成立した資本主義憲法の主権原理は現実とはともかく理念としても民主的な国権行使の諸制度をもちえないのか、が争点となった。これはもっぱら杉原教授の問題提起におうものである。すなわちそれは、国民（人民）主権は普通選挙権すら当然の内容としてもたないというものであって、たしかにそれは従来の常識に対する鋭い批判であるといつてよい。後者につい

ては、国民（人民）主権は到達しえない目標であって「イデオロギ－的機能」しか果しえないのか、その現実化の契機はもちうるのか、が問題となる。もっともこの問題は前者が解決しなければ検討のテーマとなりえない。もし国民（人民）主権が杉原教授の「国民主権」であるとすれば、それは現実そのものであって目標ですらありえないからである。したがってここでは前者に関し整理をこころみることにする。そのうちまず国民（人民）主権の理念としてもちうる内容の問題をとりあげる。そうしなければ現実を分析する視角が失われてしまうからである。

（一）国民（人民）主権の理念

（1）資本主義憲法における国権行使のあり方の実態は杉原教授の「ブルジョワ的支配関係」を前提するかぎりにおいて、それが真に民主的たりえないということは当然であろう。たとえば制限選挙制度の問題、また現在の日本の議員定数配分の不均衡の問題などによっても理解しうることである。ただそれが単純に「非民主的」という形容詞で表現しつくされるものとは考えられないが、たしかに民主的（ここではかりに「人民主権」的としておこう—この「人民主権」がルソー的な直接民主主義を基礎としている点では三教授とも一致しているからである）な国権行使のあり方が現実には完全に実現していないことはたしかであろう。杉原教授は、このような現実をすべて規範論理的に説明する「国民主権」の法的構造を析出する。それはすでに引用したような「市民憲法」理解（二・（二）・（1））から、憲法典は「ブルジョワ的支配関係を法的に保障」する規範構造をもっていなければならない、としているからである。しかしこの「非民主的」現実の展開は規範論理的に統一的にとらえることができる程整合的ではない。近代憲法成立以後現在までには、'91年憲法のように立法権にも関与する君主から人民投票にいたる実に多様な制度が存在しているし、しかもそれぞれが複雑な政治的対立や妥協の結果として存在しているのである。もしそれにもかかわらず規範論理として整合的に理解しようとするれば、結局主権は国権行使のあり方としながら「国民主権」自体は具体的な制度を憲法の定めるところにまかせるといって無性格なものとならざるをえないのではないか。

しかもそれを一応国民（人民）主権から説明しえたとしても、その法構造は「科学的概念」といえるか問題がある。たしかに現実の国権行使のあり方が「非民主的」である以上、それを国民（人民）主権から説明しようとすれば、「国民主権」がそうするように、「国民」を観念化したり、「代表」論を用いざるをえないであろう。事実'91年憲法を正当化する立場からそのような説明がなされたことは教授の分析のとおりである。その意味では教授の「国民主権」は、そうした正当化の論理構造の分析として、またそうせざるをえない国民（人民）主権の現実態を示すものとして鋭い指摘といえよう。しかしそのような「国民主権」の構造は、むしろ逆に高度の「イデオロギー性」をもたざるをえないのではないか。なぜならそれは非民主的な国権行使のあり方という現実を国民（人民）主権にかなったものとする、まさに現状隠蔽機能を果しているからである。教授がその方法的基礎として引用している宮沢教授の戦前の論文「国民代表の概念」は、「国民代表」のそうした「イデオロギー性」を批判したものであろう。また、もしそれが「科学的概念」とすれば、それは国民（人民）主権の規範構造の客観的なしかも唯一の認識として事実上解釈論を拘束せざるをえない。いかに認識と解釈（価値判断）の区別といっても明かに認識とことなる解釈論をのべることは不可能であろう。その意味では、教授が「解釈論上の必要から、通説的見解を支持する場合であっても⁶⁴」とのべていることは本来成り立ちえないのではないのではないか。しかしうえにのべてきたように、教授の「国民主権」の示すような現実があるとしても、国民（人民）主権が理念としても「人民主権」的内容をもちえないということにはならないと考えられるのである。ただ教授の分析から明かなことは、国民（人民）主権の「人民主権」的内容は、現実の権力関係を前提とする限り、その統治の主体の内的要請からは導き出すことは不可能であるということである。

(2) それでは「人民主権」的内容をもつとする樋口、影山教授の場合はどうか。すでにそれぞれのところでのべたように、それを産業資本という経済主体

64 杉原前掲書35頁。

から導き出すことは困難であるし、また影山教授は杉原教授の提起に正面から答えるかたちで提起しているわけではない。しかし教授が現代の主権原理が「人民主権」へ転換した契機が普通選挙権であり、その原動力となったのが「制限選挙制によって、主権の主体の地位から疎外され政治過程への公の参加から排除されていた諸階層」としているのは、この問題の考える重要なポイントであろう。つまり現実の統治の主体から「人民主権」的内容を導き出しえないとすれば、それは「外圧」による他はないからである。この「外圧」は杉原教授の「国民主権」の展開をうながす「人民主権」⁶⁹論であり、上の影山教授の「諸階層」の要求であり、国民の努力である。しかしそれが単に「外圧」としてのみ存在しているならば意味はないのであって、国民（人民）主権に「内在化」されなければならない。それは「外圧」自体の問題というよりも国民（人民）主権の問題である。つまり国民（人民）主権がそれを「内在」的なものとしうるかどうかである。近代市民革命によって提出された国民（人民）主権がそのような契機をもって成立したかどうか、である。結論的にいえば、やはりそういえるのではないか。しかもそれは憲法によって「代表」が定められるという論理によってではなく、国民（人民）が主権者であるということ自体によってであろう。国民（人民）主権である以上、それに適合的な国権行使のあり方を想定せざるをえないはずである。たしかに「民主的」と考えられる具体的内容はそれ自体歴史的にも変化しているから、あらかじめ完結的な内容を示すことは困難でもありまた適当ではないとしても、その最低限の内容—たとえば国民の平等な政治参加権など—は導き出すことはできるし、また国民（人民）がいかに観念化されようとも、制限選挙制によって人口の数パーセントしか有権者が存在しない制度と普通選挙権のどちらが国民（人民）主権に適合的かはおのずと明かではないだろうか。このように考えてくると、杉原教授の問題提起をふまえつつ、上の問題を憲法史の検討課題として論ずるとすれば、近代市民革命期に提起された国民（人民）主権は、その現実はどうあれ以後の国民の努

69) 杉原世界論文54頁以下。

力によって「人民主権」的内容をもちうるような契機を含んで成立したかどうか、であり、またその契機を現実化するための国民の努力はどのようなものであったか、ということになる。そしてそれは主権概念自体ではなく、その主体たる国民なり人民の内実の問題であろう。影山教授は、その特質を国民なり人民が、その社会的経済的関係における多様な存在型態からの抽象性という意味で等質の「市民」から成るといふ点に求めているが、問題はそのような「論理的」説明のみではなく、具体的な政治過程のなかで分析することであろう。

(二) 国民(人民)主権の現実分析

もしこのように国民(人民)主権の理念的内容を規定しようとすれば、それにもかかわらず「非民主的」な国権行使のあり方の現実態の分析が必要となる。そこで実定憲法のレベルの分析として、19世紀末以来の憲法は一応理念としては「人民主権」を承認しているのかどうか、という問題がある。しかしその前に解決しておかなければならない問題があることはすでにのべた。それは結局のところ、国民(人民)主権の、現実の権力関係との関わりにおける本質規定と憲法上の国権行使のあり方の展開(普通選挙権や直接投票などの実現)をどのようにとらえるか、またそのための概念構成がどうあるべきか、ということである。杉原教授は、この両者を全くイコールの関係として分析する。樋口教授はどうか。教授は前者の点では、主権は正当性しか意味しないとしつつ、後者の問題は政治的関係の次元ではなく経済主体との論理的対応関係で説明する。影山教授は、前者については国民(人民)主権を「国民または人民主権」として主体論を中心に、後者についてはそれと区別しつつなお「人民主権」か「国民主権」か、で論じている。三教授の理論は、それぞれ必ずしも成功しているとはいえないと考えられることは一応のべておいたが、ここには君主主権にはない国民(人民)主権固有の問題があるように思われる。たしかに杉原教授が原則的にのべているように、君主主権であれ国民(人民)主権であれ主権論である以上、それなりの国権行使のあり方を持たなければ意味はない。しかしまた国民(人民)主権が「ブルジョワ的支配関係」を前提する限りにおいて、それが現の諸制度実が完全に民主的なものたりえないとしても、逆に国民(人民)主権

とそれに基く国権行使のあり方の完全に民主的な制度を想定してみても、そこから直ちに国民のなかでどのような力、勢力が「政治的原動力」になっているか、政治的実権をもっているか、ということは明かにしえない、という限界を国民（人民）主権はもっている。憲法典の規範構造が、現実の権力関係を正確に反映しているわけではないのである。したがってここでは、国民（人民）主権の現実の権力関係との関わりの問題と国権行使のあり方の現実の展開とは一応分離して論じざるをえない面をもっていると考えられる。そしてそこでは国民（人民）主権と現実の権力関係との面で資本主義憲法史の主権原理を統一的にとらえることができよう。しかし他面、国権行使のあり方の面では、たしかに「人民主権」、「国民主権」という対比でとらえられうる原理的ともいえる対立があり、現実の憲法典のうえでも質的な違いがある。これをたとえば主権の本質規定と全く区別をして「代表制」、「半代表」としてのみとらえるならば（杉原教授の「国民主権」は結果的にこうなっているのだが）、国民（人民）主権の国権行使のあり方とのかかわりでもつ意味を不当に軽視することになるのではないか。すでにのべたように国民（人民）主権であればこそ、「代表制」より「半代表制」が、それに適合的といえるのである。しかしそれを「国民主権」から「人民主権」へと認識するのは正しくないと考えられる（前述）。もちろん実定憲法の「科学的分析」においては、解釈論とはことなるのであるから、矛盾をはらんで展開する現実をそのものとして析出すればよい、という方法も十分可能であろう。実際、たとえば影山教授が、「人民主権」を理念として承認しているという場合、それは「人民主権」的に憲法典を解釈すべき、という解釈論と直結しているように考えられる面もある。この点上述のような筆者の国民（人民）主権理解が可能とすれば、「人民主権」を承認しているという前提がなくとも解釈論として「人民主権」を主張することは十分可能とも考えられよう。いずれにせよこの点の検討のうえで現実の分析が必要であり、さしあたり、主権と統治に関わる様々な概念—「国民主権」、「代表」、「半代表」等—の厳密な検討からはじめることが必要となろう。

(三) こうした前提のうえで、実定憲法の主権原理とその機能—とくに「イデオ

ロギー的」一の分析が必要となる。しかしすでに枚数もつきたのでそれぞれの箇所ですぐれた以上のことをのべることはできない。これらについては稿をあらためて論ずることとしたい。

以上、現代憲法学におけるもっともすぐれた水準にあると考えられた三教授の主権論の検討を試みたが、きわめて不十分たらざるをえなかった。その原因はもちろん筆者の力不足にあることは当然である。ただここでは、現代憲法における国民（人民）主権原理が民主主義的な諸制度のあり方をもちうるのかどうか、という点に重点を置かざるをえなかった面もあったことは否定しえない。それは日本国憲法も含めて現代憲法の歴史的意義にまさしくかかわっているからである。そのため主権論が含む様々の問題を全体としてとらえることも不十分となり、また理論の検討の方向も、問題点の提出がほとんどとなり、すぐれた研究成果をより発展的に学ぶという点でも欠けるところがあった。国民（人民）主権がなぜそのような内容をもつとされるのか、の根拠を問わざるを得なかったためである。本稿の不十分さは、今後の研究によって補う他はない。